

第40回

弁護士からみた
環境問題の深層

村谷 晃司

フェアネス法律事務所 弁護士/
日本CSR推進協会・環境法専門委員会委員衣料品の資源循環へ向けた
課題と法的施策

衣料品の大量生産、大量消費が環境や社会にもたらす影響が注目され、環境保全の観点から廃棄される衣料品を抑制し、循環資源としての利用をいかに促進させることができるかが課題となっている。ファッション業界の多数の企業は環境への配慮のための具体的な施策を打ち出している。しかし、法規制の観点からみると、衣料品の資源循環のための個別的な法規制は未整備である。本稿では、衣料品の廃棄・循環の現状を確認し、衣料品に関する資源循環のための課題やその解決のための法整備の方向性について検討する。

はじめに

環境基本法の基本理念ののっとり2000年に循環基本法が制定され、「循環型社会」の形成についての基本原則や国、地方公共団体、事業者および国民の一般的責務が提示された。同法では、廃棄物等のうち有用なものを循環資源とし、循環資源についてはできる限り循環的な利用が行われなければならないと規定されている。そして個別の循環資源の循環的利用を図るため容器包装リサイクル法改正や小型家電リサイクル法の整備なども行われてきた。

衣料品については原料の調達から製造までの環境負荷や社会問題が認識され、企業による具体的な行動も多数見られるに至っている。しかし、日本においては衣料品に関する環境施策は立法化以前の状況にある。他方EUでは衣料品に関する環境施策、法整備がすでに進められている。海外での対応状況は、日本においても衣料品に関する個別立法が可能であることを示している。

すでに繊維製品の資源循環システム構築のための検討が製造、販売、回収、分別再生等の各段階に着目して行われているが、多種多様な素材や形状への対応、リサイクルのための技術的な課題への対応、消費者の意識向上のための対応、事業者のインセンティブの確立のための責任や負担の範囲の設定などの課題を踏まえつつ、先に成立したプラスチック資源循環促進法のような素材に着目した包括的な法制度の創設を目指す必要がある。

1. 衣料品の廃棄・リサイクル等の
現状と環境負荷

2022年の調査報告では衣類の国内新規供給量は計79.8万トンであり、その約9割に相当する73.1万トンが使用後に手放されると推計されている。その大部分は家庭から手放されている。

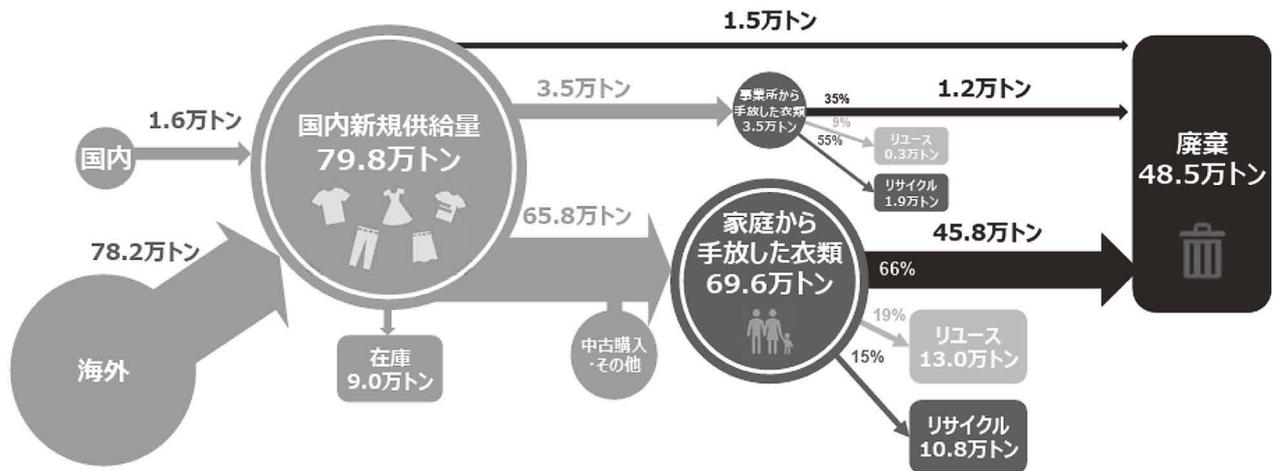
事業所または家庭から手放された衣料品は合計47.0万トン（約64%）が廃棄されており、合計12.7万トン（約17%）がリサイクル、合計13.3万トン（約18%）がリユースされている（図1）*1。

また、服1着を製造（紡績、染色、裁断、縫製、輸送を含む）のために必要なCO₂排出量は服1着当たり25.5kg、水の消費量は2,300Lと試算されている*2。衣料品の大量生産と大量消費、大量廃棄を減らすことは環境負荷の低減にも資する。

2. 衣料品の回収における課題

手放される衣料品の大部分を占める家庭からの衣料品回収は、①市区町村による回収、②自治会やこども会による回収、③衣類を販売している事業者による店舗での回収により実現されている。これらの回収を継続的に行うためには、より多様な主体による多様な回収経路による回収の可能性を確保しておく必要がある。

ただし、一般廃棄物に該当する衣料品を収集・運搬するためには、廃棄物処理法により、原則として市町村長の許



株式会社矢野経済研究所作成



図1 2022年版 衣服のマテリアルフロー

可を受けなければならない。

〈下取りの場合〉

例外の一つとして、新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要とされている*3。ただし、この例外に該当するためには下取りの時点が限定されていることに留意する必要がある。また、商慣習としての取引実例について情報集約しておくことが有益だが、多様な事業活動を模索していくべきとの観点からは、商慣習を厳格にとらえることには疑問がある。

〈専ら物に該当する場合〉

また、いわゆる専ら物に該当する場合には許可は不要となる。そこでより自由な回収経路の確立のためには、専ら物の対象となるのか否かを明確にしておく必要がある。

専ら物とは、もっぱら再生利用の目的となる一般廃棄物及び産業廃棄物をさし、昭和46年の通知*4には「産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅を含む）、あきびん類、古繊維を専門に扱っている既存の回収業者は、許可の対象とならない」と記載され、古繊維がその一つとして規定されていた。しかし繊維素材の多様化によりどの範囲の繊維製品が専ら物となるかについては次に自治体により判断が異なり線引きがあいまいな状況がある*5。

①天然繊維に限るとする例

現状はまだ合成繊維の再生利用が実現できていないため、リサイクル可能な天然繊維に限り、専ら物として認めている。ただし、古着であれば専ら物として認めたり、合成繊維の割合や軽微な付属品が入っている場

合は状況により判断するなど曖昧な部分もある。

②合成繊維も含み、専ら物としての取扱いを認めている例

一般的に天然繊維も合成繊維も混在する衣類の回収では、合成繊維も含むかたちで認めないと回収自体が不可能になるとの現実的な状況を理由とする。

③合成繊維の取扱いについて、特に明確化していない例

可燃ごみとして古布を収集運搬するケースを認めていることや、中身を把握していないこと、昔はウエスとしてリサイクルされることが前提で合成繊維を想定していなかった背景があることなどを理由とする。

しかし、専ら物に該当するか否かの判断については、昭和56年の判例は次のように述べている。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律一四一条一項ただし書にいう「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物」とは、その物の性質及び技術水準等に照らし再生利用されるのが通常である産業廃棄物をいうと解するのが相当である。原判決によれば、本件自動車の廃タイヤは、本件当時、一般に再生利用されることが少なく、通常、専門の廃棄物処理業者に対し有料で処理の委託がなされていたものであるというのであるから、たとえ、被告人がこれを再生利用の目的で収集、運搬したとしても、これが右にいう「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物」にあたらぬことは明らかであつて、これと同旨の原判断は、正当である。』*6

また、令和5年の「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取り扱いについて（通知）」には次のように記載されている。

「専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には、廃棄物処理法上の許可が必要であることに留意されたい」*7

少なくとも天然繊維と合成繊維で区別する根拠はない。繊維製品が、その物の性質及び技術水準等に照らし再生利用されるのが通常であると言えるかどうか、「再生利用されないと認められる」と判断されないかが重要である。

このように考えると、多様な回収経路を確立し回収の促進を図る観点からも、衣料品の具体的な再生利用方法を広げていくための課題の解決が必要である。

3. 再生利用の課題

回収された衣料品は古着市場でのリユースやウエス等の産業用資源へのリサイクル用となる。

〈リユースに関する課題〉

リユースについては古物営業法による規制が適用されるかどうかを明確にして対応する必要がある。古物営業法施行規則では「衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）」が古物の区分の一つとされている（施行規則第2条2号）。そして、古物を売買したり交換したりする営業については都道府県公安委員会の許可を受ける必要がある。ただし売却だけ行う場合や自己が売却した物品を売却相手から買い受けるのみを行う場合には許可は不要である（同法2条2項但書）。リユースの拡大のためにはリユースへ向けた回収機会を増やし、同時にリユースの需要を拡大させていくことも必要である。

〈リサイクルに関する課題〉

リサイクルについては技術的な課題が多い。リサイクルには、物理的処理によって故衣料品から繊維を再生するマテリアルリサイクルと、ポリエステルやナイロン等で実証されている科学的処理によるケミカルリサイクルがある。マテリアルリサイクルでは品質や耐久性の向上、ケミカルリサイクルについては技術の高度化が課題となっておりさらなる技術開発が必要である。

また、リサイクル技術の前提となっている技術単一素材の衣料品は回収される衣料品の約30%程度にとどまっており、大部分が複合素材繊維である*8。この複合素材繊維を繊維素材ごとに分離するための技術開発も課題となっている。リサイクルのための繊維の脱色に関する技術開発も必要である。

さらにリサイクルのための前段階での処理としての分別作業や、ボタンやファスナー等の素材の取り外しのための作業コストも課題となっている。

衣料品の再生利用については、以上のような技術的な課題や、コスト面での課題が多数認められるが、欧州においては衣料品の資源循環のための様々な施策等が既に実施されており、企業も環境配慮のための方針を打ち出している。

4. 衣料品の廃棄禁止に関する欧州等の制度や、欧州や日本の企業対応

(1) フランスにおける法整備

フランスでは、生産者に対してアパレル製品のリサイクルや処分費用の負担が義務付けられてきた。また、不要になった衣類や靴の回収のための回収ボックスなどの回収所を全国に4万6,000件以上設けるなどの対応により、2019年には市場に出回った繊維製品や靴64.8万トン（人口一人当たり9.7kg）のうち合計24.9万トン（人口一人当たり3.7kg）が回収され、再販やリサイクル等に活用された*9。

また、2020年2月に施行された循環経済法（AGEC法）では、繊維製品の売れ残り商品の廃棄禁止、再利用やリサイクル、寄付の義務付け、義務違反の際の罰金が規定された。同法では、生産者が、リサイクル素材や再生可能資源の使用の有無、有害物質の含有といった、商品の品質や環境特性に関する情報を提供することも義務付けている。バーコードを利用した環境スコア情報提供も行われるなど、消費者が環境への配慮を意識した消費行動を促す仕組みが実現されている*10。

(2) 欧州委員会による持続可能な循環型繊維戦略

欧州委員会は2022年3月に「持続可能な循環型繊維戦略」を公表し、2030年までにEU域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、リサイクル可能で、リサイクル済み繊維を大幅に使用し、危険な物質を含まず、労働者の権利などの社会権や環境に配慮したものにすると目標を掲げている。具体的にはデザイン要件の設定、情報提供の強化、過剰生産・過剰消費の停止、未使用繊維製品の廃棄抑制、拡大生産者責任の見直し、グリーンウォッシュ対策などが含まれている*11。

(3) EUエコデザイン規則案

EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会は2023年12月5日、未使用繊維製品の廃棄禁止を含む製品仕様における持続可能性要件の枠組みを設定する「エコデザイン」規則案に関して、暫定的な政治合意に達したと発表した。事業者は廃棄した商品の数量とその理由を毎年報告させたり、売れ残った衣料品、衣料用付属品、履物を対象に未使用製品の廃棄を禁止するなどの内容が含まれている*12。

(4) 欧州企業の対応

欧州等のアパレル企業は、次のような人権や環境等に配慮した製品づくりを打ち出している*13。

- ・リサイクルした原料や再生可能な原料のみを使用
- ・可能な限りリサイクルポリエステルを使用
- ・綿・リネン・PETはオーガニック・サステナブル・リサイクル済みに100%切り替え
- ・リサイクルまたはその他のよりサステナブルな素材のみを使用

(5) 日本企業の対応

日本のアパレル業界でも、環境への配慮の取り組みとして多数の企業が店頭回収を実施している。また、廃棄量の削減のために販売ロス率の低減を掲げて調達総量を管理したり、過剰供給の防止のための生産量抑制への取り組みが実施されている。また、長く使える商品の開発や修理体制を整備への取り組みがなされているほか、ペットボトルを再生利用したリサイクル繊維ではなく、繊維から繊維へリサイクルする技術開発研究にも参加している。

「サステナブルファッションの推進」を掲げて検討を進めてきた(図2)*14。そして、資源循環の拡大のためには、事業者が設計・製造、販売、回収、分別・再生の各段階での取り組みを推進していくことと、同時に消費者が環境へ配慮した意識をもち行動することが求められている。

SDGsへの取り組みやサステナビリティ経営が社会的な評価指針のひとつとなっていることなどから、衣料品の資源循環へ向けた企業の行動はさらに広がっていくことが期待できる。しかし、衣料品について資源循環をより確実に推進していくためには、資源循環のための施策を法制度として具体化していく必要がある。

その際には、製品等が廃棄物等となることが抑制される仕組みの法制度化へむけた検討も必要である。事業者が廃棄物等の発生抑制のための方針や目標を明示し情報発信することにより消費者の消費行動も変化していくと考えられる。

また、繊維製品の循環のための取り組みの一つとして「環境配慮設計ガイドライン」の検討とその位置づけが検討されているが*15、環境配慮設計についても法制度化される必要がある。

環境配慮設計は、2022年に施行されたプラスチック資源循環法でも採用されている。プラスチック資源循環法は、設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルの各段

5. 資源循環のための法制度の構築へ向けて

衣料品の資源循環に関しては関係省庁が連携して「サス

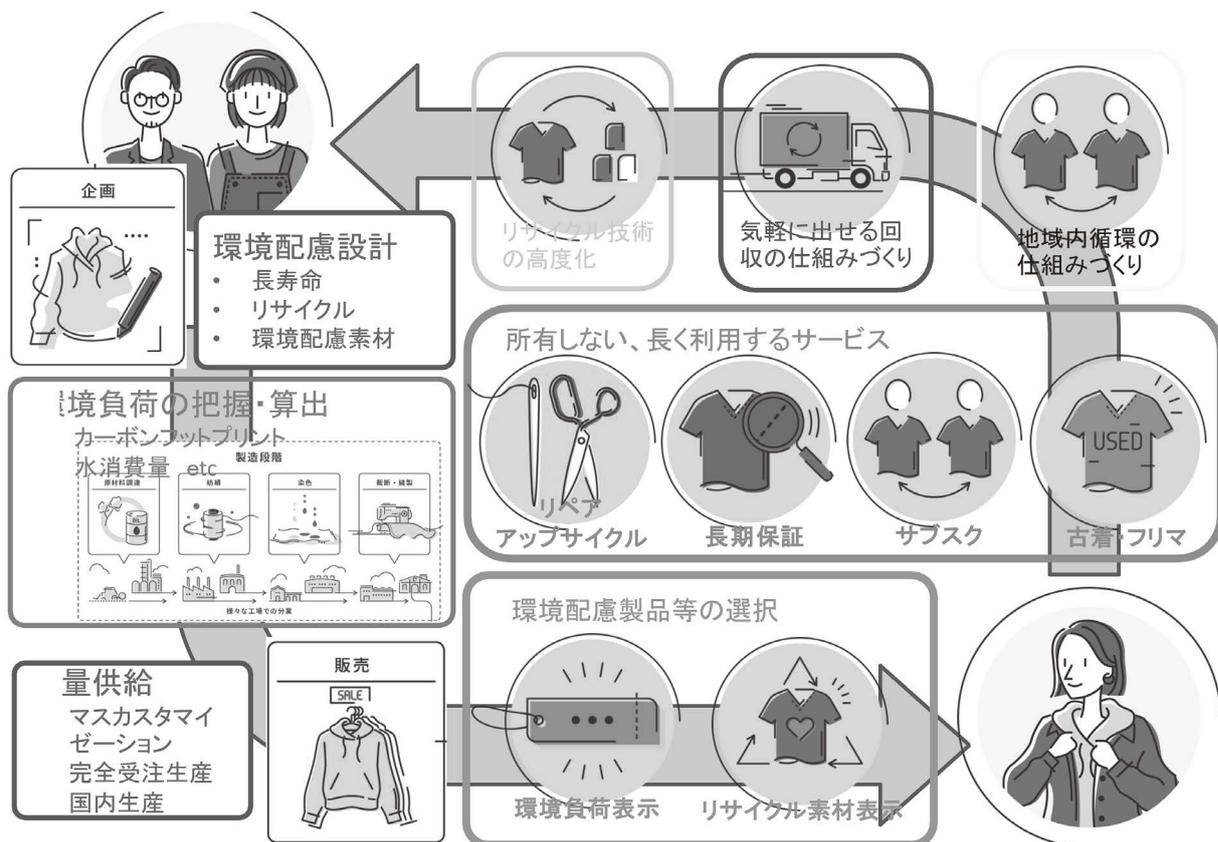


図2 サステナブルファッションのイメージ

階において資源循環のための対応を求めており(図3)*16、衣料品に関する個別的な資源循環法制の創設へ向けた参考先例となる。ただし、プラスチックとは異なる衣料品の素材や形状の多様性や、リサイクルの技術水準、リペアやアップサイクルの可能性なども配慮した設計が考えられる。また、各段階における規制対象をどのように設定し特定するのか、事業者へのインセンティブをどのように付与するのかなどの課題について現状分析を踏まえて検討する必要がある。

また、資源循環へ向けた仕組みの法制度化により事業者へ義務付けがなされる場合、消費者にもこれに応じた負担や対応が求められる。そのため、法制化へ向けた検討と同時に、消費者が資源循環に貢献しやすいように、衣料品に関する認証ラベルの取得や、商品タグやラベルへの表示、QRコード等によるトレーサビリティの確保等により消費者の関心を一層喚起し、環境保全の観点からの商品選択を可能とするなどして資源循環への意識を高め醸成していくことも必要となる。

- *1 環境省「ファッションと環境」令和4年度調査報告
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/resource_recycling/pdf/005_02_00.pdf
- *2 環境省資料「サステナブルファッション」
https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/
- *3 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通知) 令和2年3月30日環境省令第2003301号
- *4 昭和46年10月16日環整第43号
- *5 前掲:環境省「ファッションと環境」
- *6 昭和56年1月27日最高裁判所第二小法廷決定(刑集35巻1号1頁)
- *7 「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて(通知)」令和5年2月3日環循適発第2302031号、環循規発第2302031号
- *8 繊維製品における資源循環システム検討会報告書(2023年9月28日)
- *9 消費者庁「フランスのファッション業界の取組」
- *10 同上
- *11 前掲:繊維製品における資源循環システム検討会報告書
- *12 経済産業省「第8回産業構造審議会 製造産業分科会繊維産業小委員会」資料
- *13 繊維製品における資源循環システム検討会報告書概要(2023年9月28日)
- *14 環境省資料「ファッションを持続可能に」
https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/committee/bcwg_003/pdf/document_2.pdf
- *15 前掲:繊維製品における資源循環システム検討会報告書
- *16 環境省 プラスチック資源循環法関連「一般消費者向け概要資料」
<https://www.env.go.jp/content/000050288.pdf>

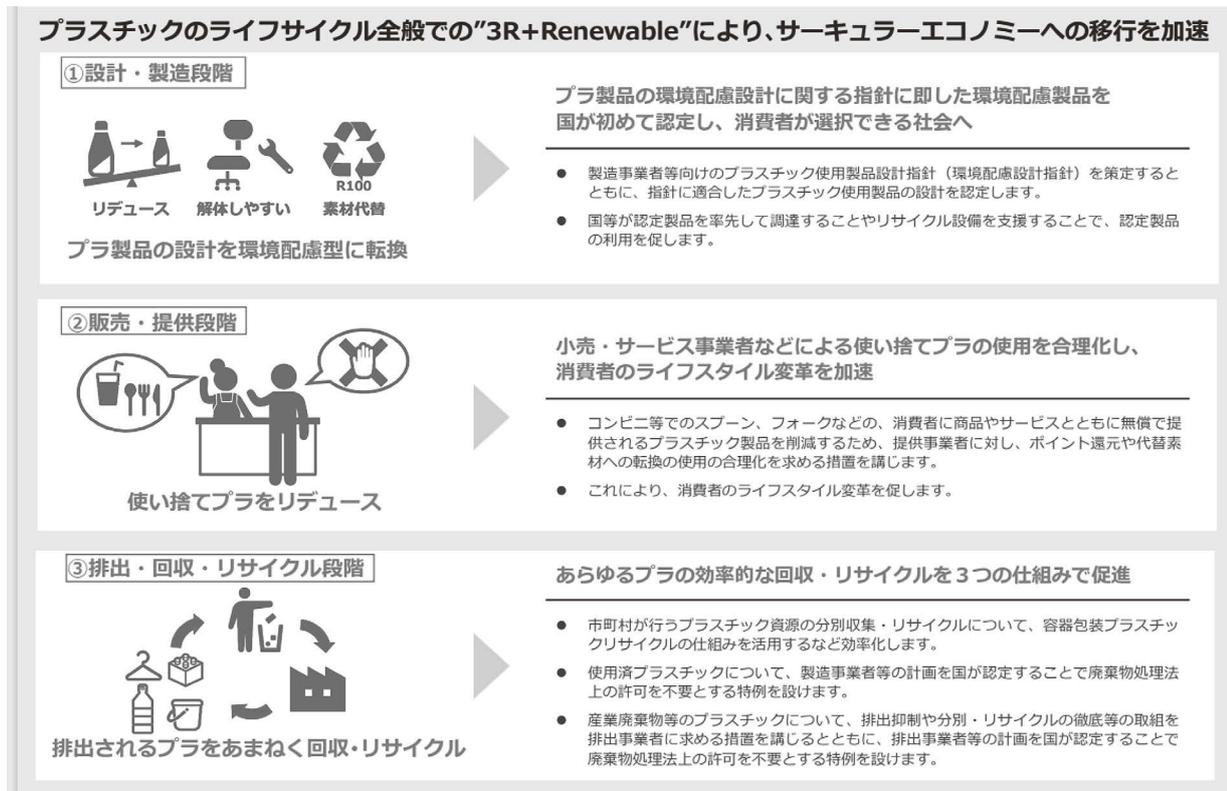


図3 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律